

改正案	現行
<p>（指定の申請手続）</p> <p>第十七条 法第五条第一号に規定する指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該指定に係る養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設立者が法人であるときは、申請書に定款又は寄附行為を添えなければならない。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（変更等の承認の申請）</p> <p>第十九条 指定を受けた養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、令第二十一条第一項の規定により承認を受けようとするときは、当該指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更又は廃止の理由及び予定年月日並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その承認の申請が通信課程の新設に係る</p>	<p>（指定の申請手続）</p> <p>第十七条 法第五条第一号に規定する指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に提出しなければならない。この場合において、設立者が法人であるときは、申請書に定款又は寄附行為を添えなければならない。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（変更等の承認の申請）</p> <p>第十九条 指定を受けた養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、令第二十一条第一項の規定により承認を受けようとするときは、当該指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更又は廃止の理由及び予定年月日並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。この場合において、その承認の申請が通信課程の新設に係るものであるときは、申請書</p>

ものであるときは、申請書に使用しようとする通信教材を添えなければならぬ。

承認を受けようとする事項又は事由	一 (略)	記載事項
	二 養成課程の新設を伴う場合	
生徒の定員	三 (略)	
(以下略)		

(変更の届出)

第二十条 令第二十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第十七条第一項第二号、第九号又は第十号に掲げる事項
- 二 養成施設の教員

2 令第二十一条第二項の規定による届出が、養成施設の長の変更に係るものであるときは、届書に新たに長となつた者の履歴書を、通信課程における通信教材の内容又は指導の方法の変更に係るものであるときは、使用する通信教材を、教員の採用に係るものであるときは、届書に新たに教員となつた者の履歴書を、それぞれ届書に添えなければならない。

(削る)

に使用しようとする通信教材を添えなければならない。

承認を受けようとする事項又は事由	一 (略)	記載事項
	二 養成施設の新設を伴う場合	
生徒の定員	三 (略)	
(以下略)		

(変更の届出)

第二十条 令第二十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第十七条第一項第二号又は第九号に掲げる事項とする。

2 令第二十一条第二項の規定による届出が、養成施設の長の変更に係るものであるときは、届書に新たに長となつた者の履歴書を、通信課程における通信教材の内容又は指導の方法の変更に係るものであるときは、使用する通信教材を、それぞれ届書に添えなければならない。

3 令第二十一条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

(削る)

- 一 第十七条第一項第十号に掲げる事項
- 二 養成施設の教員

4 令第二十一条第三項の規定による届出が、教員の採用に係るものであるときは、届書に新たに教員となつた者の履歴書を添えなければならぬ。

(権限の委任)

第二十一条 法第八条の二第一項及び令第二十五条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五条第一号に規定する権限
- 二 令第二十一条第一項及び第二項に規定する権限
- 三 令第二十二条第一項及び第二項に規定する権限
- 四 令第二十三条に規定する権限
- 五 令第二十四条に規定する権限

2 法第八条の二第二項及び令第二十五条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(削る)